

## プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和8年6月18日

東広島市長 高 垣 廣 徳

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

令和8年度 公共交通ネットワーク構築事業  
東広島市バス高速輸送システム導入検討に係る需要予測調査業務

#### (2) 業務の仕様等

プロポーザル説明書及び基本仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (4) 履行場所

東広島市内一円

#### (5) 提案上限額

8,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 2 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

#### (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による更正手続開始決定がされていないもの。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がされていないもの。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。

カ 本プロポーザルの公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者。

#### (2) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 公示日に東広島市の物品役務等競争入札参加資格者名簿における「各種行政計画・調査等」の区分うち、「交通」に登録をしていること。

イ 広島県内に本店または支店・営業所等があること。

ウ 公告の日以前に、国又は地方公共団体による、交通需要予測を含む公共交通に関する計画検討業務を受注し、完了した実績を有すること。

### 3 プロポーザル手続等

#### (1) プロポーザル説明書及び仕様書等入手方法

プロポーザル説明書及び仕様書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次のとおり交付する。

##### ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号  
東広島市都市交通部交通政策課（東広島市役所本庁舎8階）  
電話（082）422-1049

##### イ 交付期間

令和8年6月18日（木）から令和8年7月17日（金）までの閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

#### (2) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

プロポーザル説明書に示す「5 質問及び回答」のとおり。

#### (3) プロポーザル参加資格の参加表明

プロポーザル説明書に示す「6 参加表明書等の提出」のとおり。

#### (4) 提案書の提出期限及び提出方法

プロポーザル説明書に示す「7 技術提案書の提出」のとおり。

### 4 最優秀提案者の決定

#### (1) 審査方法

提案書の内容（プレゼンテーション・ヒアリングを行う場合においては、その内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

#### (2) 評価基準

プロポーザル説明書に示す「9 プロポーザルの選定基準」のとおり。

#### (3) 結果の通知

最優秀者を特定した後は、速やかに全ての提案書の提出者に対して、その結果を通知する。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 契約保証金

契約締結の前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

#### (3) プロポーザル参加者に求められる義務

プロポーザル参加者は、契約を担当する職員からプロポーザル参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否
- (5) その他  
プロポーザル説明書による。

## 6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市都市交通部交通政策課（東広島市役所本庁舎8階）

電話（082）422-1049

メールアドレス hgh221049@city.higashihiroshima.lg.jp